# 「介護保険適用外(自費)サービス」重要事項説明書

<u>様</u>(以下「利用者」という)に対するサービスの提供開始にあたり、 当事業所が説明すべき事項は、次のとおりです。

## ◆目次◆

1.	事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2.	実施地域及び営業時間・・・・・・・・・・・・・・・・2
3.	職員体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4.	提供するサービス内容・・・・・・・・・・・・・・・・3
5.	利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
6.	緊急時・事故発生時の対応・・・・・・・・・・・ 5
7.	虐待防止に関する対応・・・・・・・・・・・・・・・6
8.	苦情、相談受付について・・・・・・・・・・・・・・7

## 1 事業者(法人)の概要

事業者名称	株式会社 Real
代表者氏名	徳留 龍毅
本社所在地	栃木県足利市福富町 1068-1 黒田貸家 F 号棟
法人設立年月日	令和7年6月6日
電話番号	0284-64-7842

## 2 事業所の所在地

事業所名称	ケアサポート Real
介護保険指定事業所番号	0970203949(訪問介護)
事業所所在地	栃木県足利市福富町 1068-1 黒田貸家 F 号棟
<ul><li>連 絡 先</li><li>相談担当者名</li></ul>	080-8730-3764 徳留 龍毅
事業の実施地域	足利市、佐野市、館林市、邑楽町、太田市、大泉町
事業所が行って いる他サービス	訪問介護(第 0970203949 号)第一号訪問事業 障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護)(第 0910201185 号)

## 3 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から日曜日(祝日含む)
営	業時	間	7時から22時(22時から7時までは要相談)

## 4 サービス提供可能な日と時間帯

	通常時間帯 9時 ~18時	早朝 6時 ~ 8時	夜間 18時 ~ 22 時	深夜 22時 ~ 翌6 時
月曜日から金曜日	0	0	0	要相談
土曜日·日曜日·祝日	0	0	0	要相談

(1) 時間帯により料金が異なります。

(早朝:25%・夜間:25%・深夜:50%割増加算)

割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

(2) 緊急連絡は、24時間対応可能とします

## 5 事業所の職員体制

3 3/4/31 - 1/3/2 < 11 //3				
職種	人数	常勤	非常勤	備考
管理者	1	1		サービス提供責任者と兼務
サービス提供管理者	2	2		1名は管理者と兼務
訪問介護員	3	2	1	サービス提供責任者も含む
事務職員等				

## 6 提供するサービスの内容

- (1) 事業所はサービス開始前にご利用者やご家族とよく話し合い内容を決定します。 ご利用者の自己決定、残存機能の活用、生活の継続性を守り、ご利用者の自立した 生活の実現に向けた支援を提供します。
- 2 事業者が利用者に対して行う介護保険適用外(自費)サービスの内容は、次の通りです。

身体介護	食事介助、入浴介助、排泄介助、服薬介助、入退院・入退所の介助、 通院介助、散歩、冠婚葬祭介助、安否確認、話し相手、趣味活動・旅 行等の外出同行等
生活援助	ゴミ出し、調理、掃除、洗濯、窓ふき、嗜好品の買い物代行、入退 院・入退所の準備等
その他	趣味活動の見守りや日常生活を充実させるためを目的とした支援、 引っ越しの手伝い、本人以外の家事、ペットのお世話等
夜間等緊急時対応	緊急性や状況に応じて対応いたしますのでいつでもご連絡ください。

## 7 サービスで利用できない内容

- (1) 訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。
  - ①医療行為
  - ②ご利用者又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
  - ③ご利用者又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受
  - ④ご利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
  - ⑤身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
  - ⑥ご利用者又はご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 8 介護保険適用外(自費)サービス利用料金

	15分まで	30分まで	60分まで	以降 30 分毎
身体介護	1,250	2,500	4,000	1,000
生活援助	900	1,800	3,000	700
その他	1,500	3,000	5,000	1,500
草むしり	1,500	3,000	6,000	2,000
草刈り機	使用する場合	一律 1,500 円		

※草むしりについて、上記の料金はヘルパー1人分となります。

範囲が広い場合など1人で対応が難しい依頼については、ヘルパーを追加させて いただきます。

ヘルパーを追加した場合、上記料金と同様に1人分の料金が発生いたします。

## 「夜間緊急時対応」

22時から翌7時まで一律	30,000
--------------	--------

- ・8時から21時までは全額自己負担の場合、介護保険の10割負担の金額となります。
- ・緊急時の相談連絡については、24時間対応とする。

## 「加算」

早朝(6 時~8 時)	単位数の 25%増
夜間(18 時~22 時)	単位数の 25%増
深夜(22 時~翌 6 時)	単位数の 50%増
訪問介護員2人対応	2人分の利用料金となります

・介護保険適用外サービスのみに上記の時間に応じて加算され、緊急時対応には加算されませ ん。

## (3) 交通費/キャンセル料

(3) 文地質77キンピル科				
	ご利用者の居宅が、通常の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、 交通費の実費を請求します。 なお、2の「事業の実施地域」でのサービス提供については、交通費は無料です。			
交通費	実施地域を越える地点から、片道 10 km未満	200 円		
	実施地域を超える地点から、片道 10 km以上 15 km 未満	300 円		
	事業所の実施地域を超える地点から、片道 15 km以 上の場合、1 kmを超える毎	20 円		
	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセ/ 時間に応じて、下記のキャンセル料を請求します。	レの連絡をいただいた		
キャンセル料	前日 20 時までのご連絡の場合	キャンセル料不要		
	急変による場合	キャンセル料不要		
	当日キャンセルの場合	1,200 円		

## (4) その他費用等について

- ① サービス提供にあたり必要となるご利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は、ご利用者の負担となります。
- ② 通院、外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求いたします。
- ③ 経営状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあり

ます。その場合は、事前に変更の内容と変更事由について2ヶ月前までに説明いたします。

## 9 利用料金の支払い方法

利用料金の支払いは、1  $_{7}$ 月毎に計算し、翌月 27 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- 1. 口座引き落とし
- 2. 現金によるお支払い
- 3. 銀行振り込み

#### (振込先)

金融機関	GMO あおぞらネット銀行
支店名	法人第二営業部
口座番号	(普通) 2235996
口座名義人	株式会社 Real 代表取締役 徳留龍毅

- 2 当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に送付します。 口座振替の場合は、事業者は毎月27日(金融機関が休みの場合は翌営業日)に振替を行い ます。現金及び口座振込の場合は、利用者が27日までに支払います。振込手数料は利用者 負担となります。
- 3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、翌月の請求書と一緒に前月分のお支払いいただいた料金の領収書を送付します。

#### 10 緊急時における対応方法

サービス提供中にご利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに下記の主治医又は家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

1 10		
ご利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(ご利用者との続柄)	
	電話番号	

事業所の窓口	担当	徳留 龍毅
	電話番号	080-873-3764(24 時間対応)

## 11 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して行った処置について記録します。

また事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	損害賠償保険

## 12 秘密保持

- (1) 訪問介護員等は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密事項を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- (2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの 提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、関係市町村及び関係機関への情報提 供については、必ず利用者又はその家族の同意を得るものとする。

## 13 身分証携行義務

訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者又はご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 14 身体拘束の適正化

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う際は、本人又は家族に対して、身体拘束の内容、理由、期限等について説明し同意を得た上でその様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

#### 15 虐待防止に関する対策

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行います。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止に関する担当者	徳留 龍毅
-------------	-------

事業所は、サービス提供中に、従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

## 16 衛生管理等

事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

- (2) 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を行います。
  - ① 感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会を6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- ② 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ④ 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

#### 17 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的 に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を行います。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び 訓練を定期的に実施します。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 18 ハラスメントの防止

事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の職業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行います。

なお、ご利用者からの下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを 中止させていただくことがありますので、ご理解、ご了承ください。

- ・暴力または乱暴な言動、無理な要求
- ・物を投げる、怒鳴る
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・対象範囲外のサービスの要求

(セクシャルハラスメント)

- ・訪問介護員の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真を見せる
- ・性的な話し、卑猥な言動をする など

#### 19 天災不可抗力

契約の有効期間中、地震、噴火等の天災、その他事業所の責めに帰すからざる事由により、 本サービスの実施ができなくなった場合には、以後、事業者はご利用者に対して本サービスを 提供すべき義務を負いません。

また、大雪、大雨、強風等悪天候の場合は、訪問時間を遅延もしくは中止となる場合があります。

## 20 苦情、相談窓口

古用、相談芯口	
事業所窓口 ケアサポート Real	所在地 : 足利市福富町 1068-1 黒田貸家 F 号棟
	電話番号: 0284-64-7842 携帯 080-8730-3764
	受付時間:8:00~18:00
	担当 : 徳留 龍毅(月曜日~日曜日)
栃木県国民健康保険 団体連合会	所在地 : 宇都宮市本町 3-9 合同ビル 6 階
	電話番号: 0286-43-2220
	受付時間:9:00~17:00 (月曜日~金曜日)
<b>双</b> 医周月月份	所在地 : 前橋市元総社町 335-8
群馬県国民健康保険 団体連合会	電話番号: 0272-90-1323
	受付時間:8:30~17:15 (月曜日~金曜日)
足利市健康福祉部	所在地 : 足利市本城 3-2145
元気高齢課	電話番号: 0284-20-2136
	受付時間:8:30~17:15 (月曜日~金曜日)
佐野市健康医療部 佐野市健康医療部	所在地 : 佐野市高砂町 1
介護保険課	電話番号: 0283-20-3022
	受付時間:8:30~17:15 (月曜日~金曜日)
館林市福祉部 館林市福祉部	所在地 : 館林市城町 1-1
高齢者支援課	電話番号:0276-47-5131
	受付時間:8:30~17:15 (月曜日~金曜日)
太田市健康医療部	所在地 : 太田市浜町 2-35
介護サービス課	電話番号:0276-47-1939 受付時間:8:30~17:15 (月曜日~金曜日)
	文的時间。0.900~17.19(万曜日~並曜日)
 	所在地 : 邑楽郡邑楽町中野 2570
福祉介護課	電話番号:0276-47-5021 受付時間:8:30~17:15 (月曜日~金曜日)
	文円時間・0.900~17.19 (万曜日)
大泉町 健康福祉部	所在地 : 大泉町日の出 55-1
高齢介護課	電話番号:0276-62-2121 受付時間:8:30~17:16 (月曜日~金曜日)
	文口时间,0.00 -11.10 (万曜日)

# 2 1 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

訪問介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、 重要な事項を説明しました。

(事業者)

事	事業者	株式会社 Real	
<b></b>	斤在地	足利市福富町 1068-1 黒田貸家 F 号棟	
H	表者	代表取締役 徳留 龍毅 印	
(説明者) 所		<u>ケアサポート Real</u> <u></u> 印	
私は、本書面に基づいて事業者から重要 交付を受けました。	事項の	の説明を受け、訪問介護の提供開始に同意し	<b>~</b> \
(利用者) 住			
氏	名 _	印	
	• 代筆 所	者または立会人等)	
177	// <u>.</u>		
氏	名		
利用者との紛	<b>売柄</b>		

連絡先 \_\_\_\_\_\_